



Title	ネグリジェンス責任の社会的基礎
Author(s)	河野, 良継
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42235
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	河野良継
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第15930号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法學専攻
学位論文名	ネグリジェンス責任の社会的基礎
論文審査委員	(主査) 教授 田中 茂樹
	(副査) 教授 松浦 好治 教授 平田 健治

論文内容の要旨

十九世紀から二十世紀の英国におけるネグリジェンス責任の形成過程を、注意義務の存否・範囲の要件に関する判例に基づき再構成する。英国のネグリジェンス責任をあえて取り上げる理由は、一つはネグリジェンス責任の発達がドイツ法や日本法の不法行為責任の議論に多大な影響を与えたからであり、もう一つは英國が最初に資本主義化を成し遂げたため、資本主義化と近代化が同時並行的に進んだ他の諸国と比べ、法における両プロセスの様相を明確に看取することができるからである。事例群から、時代に沿って、当時の裁判官達の法的言説に現れていた義務理解の図式を抽出し、それらの義務理解から裁判官達の思想的傾向を明らかにする。その上で、これらを諸社会科学の知識に照らして、当時の裁判官達が明示的もしくは暗黙裏に抱いていた社会認識の枠組を再構成し、当時の裁判官達により構築された責任制度が表象していた社会経済的基盤や観念を解明することとする。その後、本来の疑問に立ち戻り、ネグリジェンス責任の要である、合理的な注意義務があると主張することのできる社会秩序とはどのようなものであり、それがどうやって、いかなる過程をへて成立したのかを問うこととする。近代社会以前の責任制度のあり方を概観し、その後十九世紀以降、市場化のプロセスやリスク発現の可能性増大といった事態に対し、どのように変化したのかを考察している。

論文審査の結果の要旨

本論文は英國で1932年貴族院判決以来製造物責任を基礎付ける概念とされているネグリジェンス(negligence、不注意状態)概念の形成と展開の精神史を企図する意欲作である。この厄介な概念については望月礼二郎教授が1973年の先駆的な論文において「19世紀の進行につれてネグリジェンスはますます増大する事故に対処する法として不法行為法の中心的位置を占めつつあった」と示唆した。本論文前半はその仮設の検証のため19世紀初頭の裁判例に登場した「契約当事者関係の誤謬」(物品の隠れた欠陥による事故についての責任追及は契約当事者関係にのみ限定されるというドグマ)と性質上危険な物による事故に関する19世紀後半の裁判例における「注意義務」の構造の丹念な分析を試みた。この部分は「法律時報1999年学界回顧」で「新鮮であった」との高い評価を受けたが、今回書き下ろしの後半部分でOxfordのAtiyah教授の大著“*The Rise and Fall of Freedom of Contract*”(1979)の手法を摂取し、

経済面で工業化の先進国であった英國が法技術の発展においては訴訟方式に拘束されて中世の結果責任主義を払拭しえなかつたという事情を解明するとともに、法曹が抱いた社会像と責任意識の制度化の過程を法社会学的に図式化した。なお本論文は産業革命以後にネグリジエンス概念や過失責任主義が台頭した理由は製造業や鉄道業への投資を促進するためであったという素朴な理解に対して反省を迫っている。以上の特色を備えた本論文は過去の研究成果を生かしており、課程博士論文に要求される水準に到達していると認定しうる。